

## 参考資料1

## 1 宿泊税導入団体の状況について

※3都府県除く既導入市町村

課税団体	既導入自治体（市町村）						直近導入（予定）自治体				導入（案）
	京都市	金沢市	倶知安町	福岡市	北九州市	長崎市	ニセコ町	常滑市	赤井川村	熱海市	
導入時期	2018年10月	2019年4月	2019年11月	2020年4月	2020年4月	2023年4月	2024年11月	2025年1月	2025年4月	2025年4月	2026年4月
対象施設	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	宿泊数	宿泊数	上記施設への1人、1部屋または1棟の宿泊料金	宿泊数	宿泊数	宿泊数	宿泊数	宿泊数	宿泊数	宿泊数	宿泊数
税率（税額）	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	上記課税標準の2%	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊につき ※うち県税50円	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が
免税点	なし	5,000円未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし	8,000円未満	なし	なし
~5千円未満	200円 ※~6,000円~200円	なし	※4千円の場合 80円	200円	200円	100円	100円	200円	なし	200円	200円
5千円~2万円未満	200円 ※6,000円~400円	200円	※1万円の場合 140円	200円	200円	~1万円~100円 1万円~200円	200円	200円	~8,000円~200円 8,000円~200円	200円	300円
2万円~5万円未満	500円 ※2万円~1,000円	500円	※2万円の場合 400円	500円	200円	500円	500円	200円	500円	200円	300円
5万円~	1,000円 ※~10万円~4,000円 10万円~1万円	500円	※5万円の場合 1,000円	500円	200円	500円	~10万円~1,000円 10万円~2,000円	200円	500円	200円	500円
課税免除	修学旅行等	—	修学旅行等	—	—	修学旅行等	修学旅行等	—	修学旅行等	①12歳未満の者 ②修学旅行等 ③災害等 ④その他公益上市長が認める者	①12歳未満の者 ②修学旅行等 ③災害等 ④その他公益上市長が認める者
特別徴収交付金	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） 【交付上限額】200万円	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納している時納期内完納額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算 【交付上限額】前期、後期それぞれ50万円	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ②1か月でも納期内完納していない時 納期内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 紳内完納額の1.0%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ②1か月でも納期内完納していない時 紳内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 紳内完納額の1.0%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ②1か月でも納期内完納していない時 紳内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 紳内完納額の1.0%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	①納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%） ②1か月でも納期内完納していない時 紳内完納額の2.0% ③加算金を伴う増額更正等を受けた時 紳内完納額の1.0%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	納期限納入額の5%	納期限納入額の2.5%	納期限納入額の2.5%（導入から5年間は特例措置として+0.5%）	納期限納入額の3%
補助金				システム整備費等補助金 上限50万円 補助率1/2	事業者支援交付金 部屋数に応じて交付 (例) 10部屋 20万円 30部屋 30万円	システム整備費等補助金 上限100万円 補助率1/1(50万円まで) 補助率1/2(50~100万円まで)	システム整備費等補助金 上限50万円 補助率1/2	システム整備費等補助金 上限50万円 補助率1/1	システム整備費等補助金 上限50万円 補助率1/1		

※京都市では宿泊税額の改正を議論中